

“子どもの権利”って知ってる？

子どもの権利とは・・・子どもが健やかに幸福な生活を送るために必要なもの。
すべての子どもが、生まれながらに持っています。

1 差別のないこと



すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されません。

2 子どもにとって最もよいこと



子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3 命を守られ成長できること



すべての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4 意見を表明し参加できること



子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

みんなで考えよう

子どもの権利を
“大切にす”
ということ

※「児童の権利に関する条約」等を参考

自分の権利を知り、守られることはとても大切です。それと同時に、他の人の権利も同じように大切にすることが求められます。自分の思いを伝えることと、他の人の思いに耳を傾けることの両方を大切にすることが、すべての人が安心して暮らせる社会を築くために必要であり、その実現に向けて、周囲の大人や社会全体が、子どもの成長を支えていくことが重要です。

石川県では、子どもの権利を守るための条例づくりに取り組んでいます

石川県の条例について

子どもたちが安心して生活し、自分らしく成長できるようにするためには、社会全体で子どもの権利を守ることが必要です。

石川県では、子どもたちの権利を守るための条例づくりを進めています。県民の皆さんが子どもの権利について理解を深め、子どもにとってよりよい環境づくりに関心を持っていただけるよう、皆さんとともに取り組んでいきます。

アンケート実施中 /

詳しくはこちら▶



みんなはどう思う？ 子ども・若者意見箱

石川県では、子どもの意見を社会づくりに活かすため、子ども・若者のみなさんの声を集めています。石川県をよくするアイデア、もっとこうなるといいなと思うことなどを聴かせてください。



問い合わせ先



石川県少子化対策監室

TEL 076-225-1447

E-mail e150300@pref.ishikawa.lg.jp